

果実飲料についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○果実飲料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成12年9月20日農林水産省告示第1245号）

（下線部分は改正部分）

新（平成29年10月20日農林水産省告示第1590号）	旧
<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準 一～四 （略）</p> <p>五 格付を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 （略）</p> <p>2 格付責任者 格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、三の2に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了した者が<u>1人以上</u>選任されていること。ただし、製造の一部（充填工程及び包装工程に限る。）を外部の者に委託する場合であって、委託先の工場又は事業所において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、委託先の工場又は事業所に格付責任者を補佐する者として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。</p> <p>3 （略）</p> <p>第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準 一～四 （略）</p> <p>五 格付を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 （略）</p> <p>2 格付責任者 格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、三の2に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了した者が<u>1人以上</u>選任されていること。ただし、工場等において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、工場等に格付責任者を補佐する者として、第一の三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準 一～四 （略）</p> <p>五 格付を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 （略）</p> <p>2 格付責任者 格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、三の2に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了した者が<u>1人</u>選任されていること。ただし、製造の一部（充填工程及び包装工程に限る。）を外部の者に委託する場合であって、委託先の工場又は事業所において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、委託先の工場又は事業所に格付責任者を補佐する者として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。</p> <p>3 （略）</p> <p>第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準 一～四 （略）</p> <p>五 格付を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 （略）</p> <p>2 格付責任者 格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、三の2に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了した者が<u>1人</u>選任されていること。ただし、工場等において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、工場等に格付責任者を補佐する者として、第一の三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。</p> <p>3 （略）</p>